

# 沖縄県労働基準協会だより



## 主な内容

- 協会からのお知らせ(通常総会6/29、沖縄県産業安全衛生大会10/13、Twitter開始)
- 令和5年度免許試験(沖縄地区出張特別試験)の日程(学科試験)
- 第39回安全衛生標語大募集(中災防)
- 沖縄労働局から
  - ①労働安全衛生法の新たな化学物質規制
  - ②令和4年度「『見える』安全活動コンクール」の優良事例を決定しました
  - ③令和4年労働災害・死亡災害発生状況(累計3月速報値)
- 講習会のご案内(令和5年5月分)



## 南城市知念岬公園

春の穏やかな日差しを浴びて輝く海原と、丘の上には芝生の広場が広がり開放的な心持ちになります。ここは南城市知念岬です。  
(撮影地 南城市知念岬公園 撮影者・写真提供:与儀栄太郎氏)

発行所/一般社団法人 沖縄県労働基準協会  
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23  
電話: 098-868-2826  
FAX: 098-869-1714

発行人/会長 古波津 昇

定価/1部 50円

(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

### 労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の発癌性疾患を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の発癌性疾患も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。



#### 1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
- このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的高い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものは、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。  
[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

※リスクアセスメント対象物：  
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

#### 1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

##### (1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される温度の低減措置

- ① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。
  - i 代替物を使用する
  - ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
  - iii 作業の方法を改善する
  - iv 有効な呼吸用保護具を使用する

- ② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

##### (2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

- (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

##### (3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される温度を最小限とする努力義務

- (1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)①i～ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

#### 1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

- ① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかでない物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

- ② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかでない以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

#### 1-4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付けます。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるべき低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

#### 1-5 がん等の発癌性疾患の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければなりません。

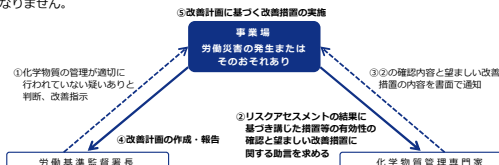
また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

#### 1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

#### 1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。



#### 1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

##### (1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるべき低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるべき低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存しなければなりません。

##### (2) がん原性物質の作業記録の保存

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。また、その記録を30年間保存しなければなりません。

#### 2-1 化学物質管理者の選任の義務化

##### (1) 選任が必要な事業場

- リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または搬送提供する事業場（業種・規模要件なし）
- 個別の作業現場ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

##### (2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習 <sup>※</sup> の修了者	科目	時間
リスクアセスメント対象物の製造事業場	資格要件なし（専門的講習等の受講を推奨）	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間30分
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし（専門的講習等の受講を推奨）	化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	3時間
		化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
		化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
		関係法令	1時間
		化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

##### (3) 職務

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

### 2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

**(1) 選任が必要な事業場** 2024(R6).4.1 施行  
 リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

**(2) 選任要件**  
 化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

**(3) 職務**  
 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

---

### 2-3 雇入れ時等教育の拡充

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていました。 2024(R6).4.1 施行  
 この省略規定を廃止し、危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

---

### 2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の 2023(R5).4.1 施行  
 作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

- ・ 食料品製造業  
 食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。
- ・ 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

---

### 3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認 2022(R4).5.31(公布日) 施行  
 できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。

**改正前**

- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法 (磁気ディスクの交付、FAX送信など)

**改正後**

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

5

### 3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるとき 2023(R5).4.1 施行  
 は更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

---

### 3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

● SDSの通知事項に新たに「(譲渡提供時に) 想定される用途及び当該用途にお 2024(R6).4.1 施行  
 ける使用上の注意」が追加されます。

● SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量が幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

---

### 3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質 2023(R5).4.1 施行  
 (ラベル表示対象物) について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

---

### 3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の 2023(R5).4.1 施行  
 仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければなりません。この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

---

### 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都府県労働局長が認定した事業場は、 2023(R5).4.1 施行  
 その認定に関する特別規則 (特定化学物質障害予防規則等) について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理 (リスクアセスメントに基づく管理) に委ねることができま

6

### 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

有機溶剤、特定化学物質 (特別管理物質等を除く)、鉛、四アルキル鉛に関する 2023(R5).4.1 施行  
 特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度 (通常は6月以内ごとに1回) を1年以内ごとに1回 緩和できます。

---

### 6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

**(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務** 2024(R6).4.1 施行

第3管理区分 (改善できず)

改善可能と判断 → 改善措置の実施 → 改善措置効果確認 → 第3管理区分 (改善できず)

改善困難と判断 → 呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底

※ 作業環境管理専門家の要件は別途で示しています。

① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方針について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。

② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。

**(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と (1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務**

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導 (いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。) 等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届出を提出すること。

**(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務**

- ① 6か月以内ごとに1回、定期に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

**(4) その他**

- ① (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること (粉じんは7年間、クロム酸等は30年間)。
- ② (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

7

### 新たな化学物質規制項目の施行期日

		2022(R4).5.31(公布日)	2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理 体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	●
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会設置事項の追加		●	●
	がん等の発症性疾患の把握強化		●	●
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	●
	化学物質労働発生事業場等への労働基準監督署長による指示		●	●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等		●	●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	●
実施体制の強化	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	●
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	●
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	●
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	●
適用除外	特別規則適用除外		●	●
特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	●	
第三管理区分事業場の措置強化				●

---

### 制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談 ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口 (テクノヒル株式会社 化学物質管理部門)

電話 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145  
 受付時間 平日10:00~17:00 (12:00~13:00を除く) ※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く  
 開設期間 2022年4月1日~2023年3月17日 (以降の開設期間とお問い合わせ先は未定)

メールでのお問い合わせも受け付けています。  
 詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>

8

## 1-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

### (1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

2023(R5).4.1 施行

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

2024(R6).4.1 施行

### (2) (1) に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1) に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聴く機会を設けることとし、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）（※）については30年間）保存することとする。

2023(R5).4.1 施行  
(1)①に係る部分)

2024(R6).4.1 施行  
(1)②に係る部分)

### (3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1) ①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

2023(R5).4.1 施行

※がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

## 1-3 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

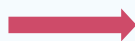
皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

●努力義務

2023(R5).4.1 施行



●義務

2024(R6).4.1 施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1 施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか (①)		努力義務 → 義務
ないことが明らかでない (②)		努力義務
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

## 1-6 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

2023(R5).4.1 施行

## 2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

2023(R5).4.1 施行

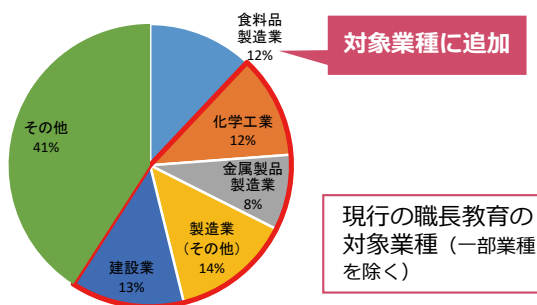
### ・ 食料品製造業

※食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象。

### ・ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

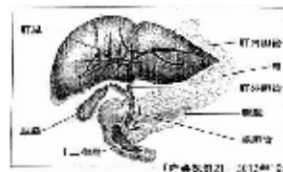
#### <背景>

#### ①食料品製造業における災害の割合が高い



#### ②平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生

→「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を対象業種に追加



## 安衛法の新たな化学物質規制、ラベル・SDS制度に関する情報

### ○ 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

法令改正の概要、関係通達、参考資料等を掲載

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)



### ○ ラベル表示・SDS (安全データシート) 提供制度パンフレット

化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度の概要を掲載

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/130813-01.html>



### ○ モデルラベル・モデルSDS情報 (職場のあんぜんサイト)

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)



### ○ NITE化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)

※ (独) 製品評価技術基盤機構のサイトにリンク

[https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)



### ○ GHS総合情報提供サイト

[https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs\\_index.html](https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html)



### ○ 化学物質管理に関する社内安全衛生教育用eラーニング教材 (令和3年度作成)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_26157.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26157.html)



### ○ 化学物質のリスクアセスメント実施支援

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>



令和5年度の相談窓口、訪問支援のお問い合わせ先は、決定次第、以下のHPに掲載予定

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>



◆ 内容については、沖縄労働局 労働基準部 健康安全課 (電話番号 098-868-4402) または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

# 令和4年度「『見える』安全活動コンクール」の 優良事例を決定しました

～1,042の応募事例から80事例を選出。優良事例に対し表彰状を授与～

厚生労働省では、このたび、令和4年度「『見える』安全活動コンクール」に応募のあった1,042事例から、優良事例として特に企業等の創意工夫が認められた安全衛生に関する80事例を決定しましたので、公表します。優良事例に対しては、表彰状の授与を行います。

このコンクールは、企業・事業場における安全活動の活性化を図るため、労働災害防止に向けた事業場・企業の取り組み事例を募集・公開し、国民からの投票などにより優良事例を選ぶもので、今年度で12回目となります。前回より、新たに“ナッジ※を活用した「見える化」”の事例を追加した9類型でコンクールを実施しており、優良事例に選ばれた80事例の類型は、以下のとおりです。

厚生労働省では、「労働災害のない職場作り」への意識を高めるため、今後もさまざまな取組を行ってまいります。

※行動科学の知見に基づく工夫や仕組みによって、人々がより望ましい行動を自発的に選択するよう手助けする手法

## ■令和4年度 類型別優良事例数

- I. 転倒災害及び腰痛を防ぐための「見える化」：14事例
- II. 高年齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の「見える化」：5事例
- III. ナッジを活用した「見える化」：13事例
- IV. 外国人労働者、非正規雇用労働者の労働災害を防止するための「見える化」：6事例
- V. 熱中症を予防するための「見える化」：7事例
- VI. メンタルヘルス不調を予防するための「見える化」：3事例
- VII. 化学物質による危険有害性の「見える化」：3事例
- VIII. 通勤、仕事での健康づくりや運動の「見える化」：5事例
- IX. その他の危険有害性情報の「見える化」：24事例



## ■各優良事例の詳細

「『見える』安全活動コンクール」特設ページ

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2022/result.html>



協会からの  
お知らせ



## ● 令和5年度 通常総会

令和5年6月29日(木) 沖縄ハーバービューホテル (那覇市)

## ● 令和5年度 沖縄県産業安全衛生大会

令和5年10月13日(金) ダブルツリーbyヒルトン 那覇首里(那覇市)

## 令和5年度 免許試験(沖縄地区出張特別試験)の日程(学科)

	試験日	試験会場	受験申請書の受付期間 (土・日・祝日、除く)
沖縄会場 第1回目	令和5年9月17日(日)	琉球大学 共通教育棟 (西原町字千原1)	令和5年7月10日(月) ～7月21日(金) <b>必着</b>
石垣会場	令和5年10月21日(土)	石垣市民会館 (石垣市浜崎町1-1-2)	令和5年8月21日(月) ～9月5日(火) <b>必着</b>
沖縄会場 第2回目	令和6年2月4日(日)	琉球大学 共通教育棟 (西原町字千原1)	令和5年11月20日(月) ～12月1日(金) <b>必着</b>

学科試験手数料・・・8,800円 ※ 受験申請書は、沖縄県労働基準協会の各支部で配布しております。

主催:(公財)安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター 協力:(一社)沖縄県労働基準協会

## 令和4年業種別署別労働災害発生状況(累計【3月速報値】)

沖縄労働局

年・署別・局計等 業 種	令和4年(12月末累計)(令和5年3月集計)						令和3年(12月末累計)(令和4年3月集計)						局計対令和3年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製 造 業	105	92	17	4	9	227	(2) 107	63	10	13	6	(2) 199	28	14.1
食 料 品 製 造 業	65	43	11		5	124	66	36	8	11	2	123	1	0.8
鉱 業						0					1	1	▽ 1	▽ 100.0
建 設 業	99	77	28	9	7	220	(1) 85	(1) 71	27	(1) 8	(2) 9	(5) 200	20	10.0
土 木 工 事 業	16	8	8	4	2	38	(1) 14	9	6	(1) 2		(2) 31	7	22.6
建 築 工 事 業	76	60	15	3	4	158	61	56	14	3	(2) 7	(2) 141	17	12.1
交 通 運 輸 事 業	26	3			1	30	13	5		1	2	21	9	42.9
陸 上 貨 物 運 送 事 業	58	23	1	3	2	87	70	17	1	2	3	93	▽ 6	▽ 6.5
港 湾 荷 役 業	1		3	3	3	10	6		(1) 1		2	(1) 9	1	11.1
林 業						0						0	0	-
農 業、畜 産・水 産 業	9	5	11	2	1	28	3	5	3	1	4	16	12	75.0
第 三 次 産 業 (運 輸 を 除 く)	(2)1,291	815	298	67	81	(2) 2,552	(2) 443	(1) 377	115	44	54	(3) 1,033	1519	147.0
商 業	(1) 110	93	7	9	9	(1) 228	129	78	14	5	11	237	▽ 9	▽ 3.8
小 売 業	(1) 63	75	5	4	9	(1) 156	70	62	13	4	9	158	▽ 2	▽ 1.3
接 客 娯 楽 業	68	41	9	10	22	150	39	59	23	9	20	150	0	0.0
旅 館・ホ テ ル	20	18	6	6	17	67	15	22	11	3	13	64	3	4.7
飲 食 店	34	20	2	4	3	63	22	27	7	3	6	65	▽ 2	▽ 3.1
保 健 衛 生 業	979	586	270	35	42	1,912	(1) 162	153	57	24	16	(1) 412	1500	364.1
社 会 福 祉 施 設	474	346	186	12	26	1,044	(1) 94	94	45	24	14	(1) 271	773	285.2
ビ ル メン テ ナ ン ス 業	40	21	5	4	3	73	30	12	10	1	2	55	18	32.7
そ の 他 の 産 業	(1) 94	74	7	9	5	(1) 189	(1) 83	(1) 75	11	5	5	(2) 179	10	5.6
全 産 業	(2)1,589	(0)1,015	(0) 358	(0) 88	(0) 104	(2) 3,154	(5) 727	(2) 538	(1) 157	(1) 69	(2) 81	(11)1,572	1582	100.6

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。  
 2. 被災者数の枠の左側( )は死亡者数で内数。  
 3. 「▽」は減少を示す。  
 4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。  
 5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。  
 6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(じむ)を除く、官公署、その他の事業を示す。

## 令和4年死亡災害発生状況(累計【3月速報値】)

(令和5年3月6日現在) 沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	那覇	交通事故(その他)	その他の乗物	その他の事業	3月中旬	60歳台以上	10~29	乗務していた飛行機が墜落したものを。
2	那覇	墜落・転落	建築物、構築物	その他の小売業	9月上旬	50歳台	1~9	エアコン設置の際に庇の上から約3.5m下の地面に墜落したものを。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

公式 SNS はじめました

Twitter

講習やイベント・用品情報など最新情報がチェックできます

(一社) 沖縄県労働基準協会

第39回 安全衛生標語

Webサイトからの応募に変わりました\*

大募集

働く人の安全と健康の確保をめざし、労働災害のない安全で快適な職場づくりを呼びかける

安全衛生標語

令和6年 年間標語

令和5年度 年末年始無災害運動標語

を募集します! 詳しくは裏面をご覧ください。

応募締め切り 令和5年 4月21日(金) 必着

中災防 標語募集

https://www.jisha.or.jp/slogan/index.html

Webサイトで過去の標語をご覧いただけます。

※はがき、ファクスによる応募は終了し、今回よりWebサイトからの応募に変わりました。

JISHA 中災防 Japan Industrial Safety & Health Association

中央労働災害防止協会 〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 TEL 03-3452-6449 (総務部広報課)



# 講習会のご案内 (令和5年5月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています  
各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元  
バーコードから  
ご確認頂けます。

項目	講習名	実施日・実施会場	受講料等 (テキスト代込み)
<b>事業部</b> (教習センター) ☎ (098) 979-7897 ☎ 979-9975  <b>那覇支部</b> ☎ (098) 868-2831 ☎ 869-1714  <b>中部支部</b> ☎ (098) 937-0162 ☎ 937-0163	小型移動式クレーン運転技能講習	<b>学</b> 5/8(月)~9(火) うるマルシェ2階(うるま市前原) <b>実</b> A班10(水)、B班11(木)、C班12(金) 教習センター(うるま市州崎)	二科目免除 23,705円 一科目免除 25,705円 免除無 27,705円
	自由研削といしの取替等の業務に係る特別教育	5/10(水) うるマルシェ2階(うるま市前原)	会 員 9,420円 非会員 12,720円
	安全衛生推進者養成講習	5/11(木)~12(金) うるマルシェ2階(うるま市前原)	13,930円
	フォークリフト運転技能講習	5/15(月)~19(金) <b>学</b> うるマルシェ2階会議室(うるま市前原) <b>実</b> 教習センター(うるま市州崎)	46,650円
	職長教育・安全衛生責任者教育	5/16(火)~17(水) うるマルシェ2階(うるま市前原)	会 員 16,350円 職長のみ 14,080円 非会員 21,850円 職長のみ 19,580円
	ガス溶接技能講習	5/18(木)~20(土) <b>学</b> うるマルシェ2階会議室(うるま市前原) <b>実</b> 美来工科高校 機械システム科溶接実習室(沖縄市越來)	12,280円
	フォークリフト運転技能講習	5/22(月)~26(金) <b>学</b> 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) <b>実</b> 教習センター(うるま市州崎)	46,650円
	特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習	5/23(火)~24(水) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬)	13,380円
	危険予知訓練リーダー研修	5/25(木)~26(金) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬)	会 員 16,170円 非会員 19,470円
	フォークリフト運転技能講習	5/29(月)~6/2(金) <b>学</b> うるマルシェ2階会議室(うるま市前原) <b>実</b> 教習センター(うるま市州崎)	46,650円
	粉じん作業特別教育	5/30(火) うるマルシェ2階(うるま市前原)	会 員 8,980円 非会員 12,280円
	低圧電気取扱者特別教育	5/31(水) うるマルシェ2階(うるま市前原)	会 員 8,870円 非会員 11,070円
<b>北部支部</b> ☎ (0980) 54-4700 ☎ 52-7004	玉掛け技能講習	<b>学</b> 5/15(月)~16(火) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森) <b>実</b> A班5/17(水)、B班18(木) ○ネオパークオキナワ駐車場(名護市名護)	免除有 25,930円 免除無 27,930円
	職長教育・安全衛生責任者教育	5/25(木)~26(金) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	会 員 16,350円 職長のみ 14,080円 非会員 21,850円 職長のみ 19,580円
<b>宮古支部</b> ☎ (0980) 73-1455 ☎ 73-6511	フォークリフト運転技能講習	5/15(月)~19(金) <b>学</b> 宮古建設会館 2階ホール <b>実</b> 先嶋建設(株)多目的広場	46,650円
<b>八重山支部</b> ☎ (0980) 88-5355 ☎ 88-5360	フォークリフト運転技能講習	5/15(月)~19(金) <b>学</b> 桝紫電舎(2F会議室) <b>実</b> 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	46,650円
	安全衛生推進者養成講習	5/23(火)~24(水) 桝紫電舎(多目的ホール)	13,930円

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。

・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。